

## 石川県訪問看護ステーション連絡会要領

(目的)

第1条 この要領は、石川県訪問看護ステーション連絡会(以下「本会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、訪問看護ステーション間の情報交換を進め、訪問看護の質の向上と推進を図るため次の事業を行う。

- (1) 訪問看護ステーション間の連携強化のための情報交換
- (2) 訪問看護ステーションの課題解決のための実態調査及び研修
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第3条 本会の会員は、石川県内の訪問看護ステーションの開設者及び管理者並びに従事とする。

(地区組織)

第4条 本会を南加賀、金沢第一、金沢第二、能登の4地区に区分し、各地区に代表者を置く。

- 2 それぞれの地区組織において第2条の事業を行うものとする。
- 3 地区代表者会議を3回/年開催し、事業の推進を図るものとする  
地区代表者が、やむを得ない理由により代表者会議に出席できないときには、サブリーダーを代理人として出席を依頼することができる。
- 4 地区代表者は、地区会議を必要に応じて開催し、事業の推進を図るものとする。
- 5 地区代表者は、地区活動と全体活動(本会及びいしかわ訪問看護推進協議会)を連動させる役割を担う。
- 6 各地区には、サブリーダーを必要数置く。
- 7 サブリーダーは、地区代表者を補佐し、地区会議の運営をサポートする。

(会長)

第5条 本会に会長を置く。

- 2 会長は、当面の間、石川県看護協会会長とする
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した代表者がその職務を代理する。

(任期)

第6条 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 地区代表者及びサブリーダーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、当面の間、石川県看護協会ナースセンターに置く。

- 2 事務局は、石川県訪問看護ステーション主管課、石川県医療在宅ケア事業団、日本訪問看護財団等との連絡及び調整を行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

附則

この要領は、平成25年8月27日から施行する。

この要領は、平成27年3月12日から施行する

この要領は、平成28年4月14日から施行する

この要領は、平成29年2月23日から施行する

この要領は、平成30年4月 1日から施行する

(受講料)

各地区会議で開催する研修会等への参加費として、500円/回を徴収する。

(謝金等)

各地区会議での講演会、研修会等の講師依頼等に対して支払う報酬をいう。

謝金の額は、「お車代」として、一律5000円とする。